【議案第８４号資料】

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例（昭和３４年条例第９号）の一部改正（第１条関係）

改　正　案	現　　行
（手当） 第３条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（手当） 第３条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１７７．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

【議案第８４号資料】

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例（昭和３４年条例第９号）の一部改正（第２条関係）

改　正　案	現　　行
（手当） 第３条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１８０**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（手当） 第３条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

【議案第８４号資料】

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３６年条例第４号）の一部改正（第３条関係）

改　正　案	現　　行
（期末手当） 第６条　略 ２　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において議員報酬月額及び議員報酬月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第６条　略 ２　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において議員報酬月額及び議員報酬月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１７７．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３６年条例第４号）の一部改正（第４条関係）

改　正　案	現　　行
（期末手当） 第６条　略 ２　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において議員報酬月額及び議員報酬月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１８０**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第６条　略 ２　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において議員報酬月額及び議員報酬月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

【議案第８４号資料】

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３９年条例第１５号）の一部改正（第５条関係）

改　正　案	現　　行
（手当） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（手当） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１７７．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

【議案第８４号資料】

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３９年条例第１５号）の一部改正（第６条関係）

改　正　案	現　　行
（手当） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**１００分の１８０**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（手当） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在において給料月額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額に**、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略